

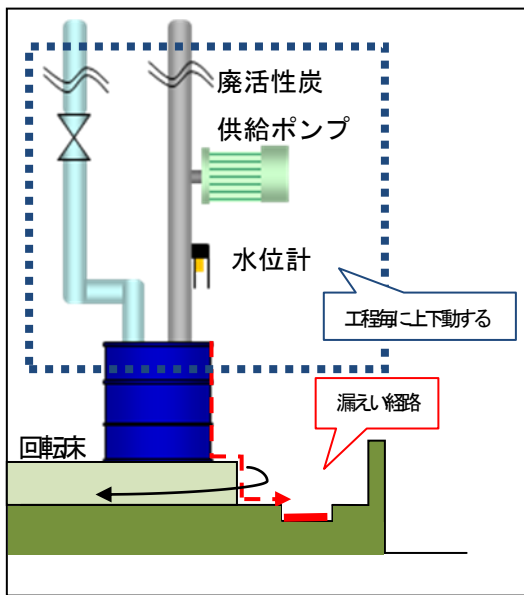
廃棄物減容処理装置建屋(第2建屋)(放射線管理区域内)
における活性炭を含んだ水の漏えいについて(続報)

2013年11月20日

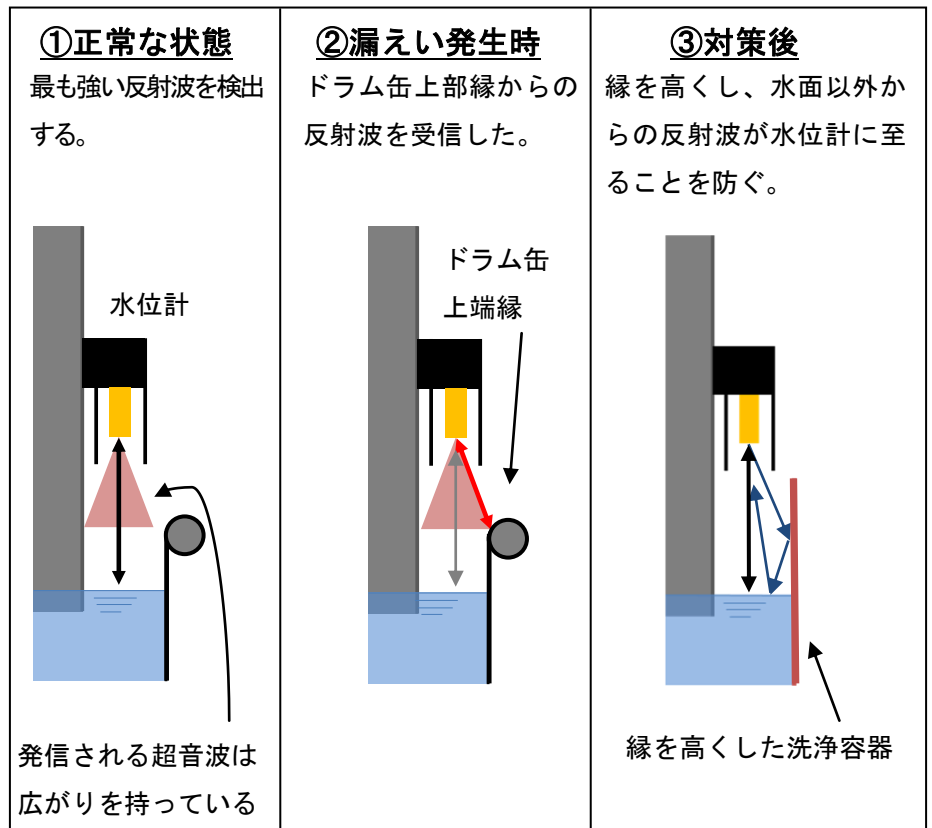
【今回お知らせする内容】

<p>原因</p>	<p>調査の結果、活性炭を含んだ水が漏えいした原因は、洗浄ドラム缶に水を供給する際に、水位制御※の不調により、ドラム缶から活性炭を含んだ水があふれたためであるとわかりました。 水位制御の不調の原因は、水位計が水面からの反射波ではなくドラム缶上端縁からの反射波を受信したためであることが、再現確認の結果わかりました。 水位計がドラム缶上端縁の反射波を受信したのは、装置が上下動することに伴い水位計の位置がわずかに変わること、およびドラム缶が載っている回転床の停止位置についてもわずかに変わることの両方によるものと推定しています。</p>
<p>対策</p>	<p>ドラム缶上端縁からの反射波を受信し、水位が正確に測定できなくなることを防ぐため、従来のドラム缶から、縁を高くした洗浄容器に交換します。</p>

※ 水位制御は、ドラム缶内の水位に応じて弁の開閉等によりおこなわれています。また、ドラム缶内の水位の測定には、超音波式の水位計を使用しています。これは、水位計から超音波を発信し、水面からの反射波が水位計の受信部に届くまでの時間から水位を測定するものです。



水位計の取付位置

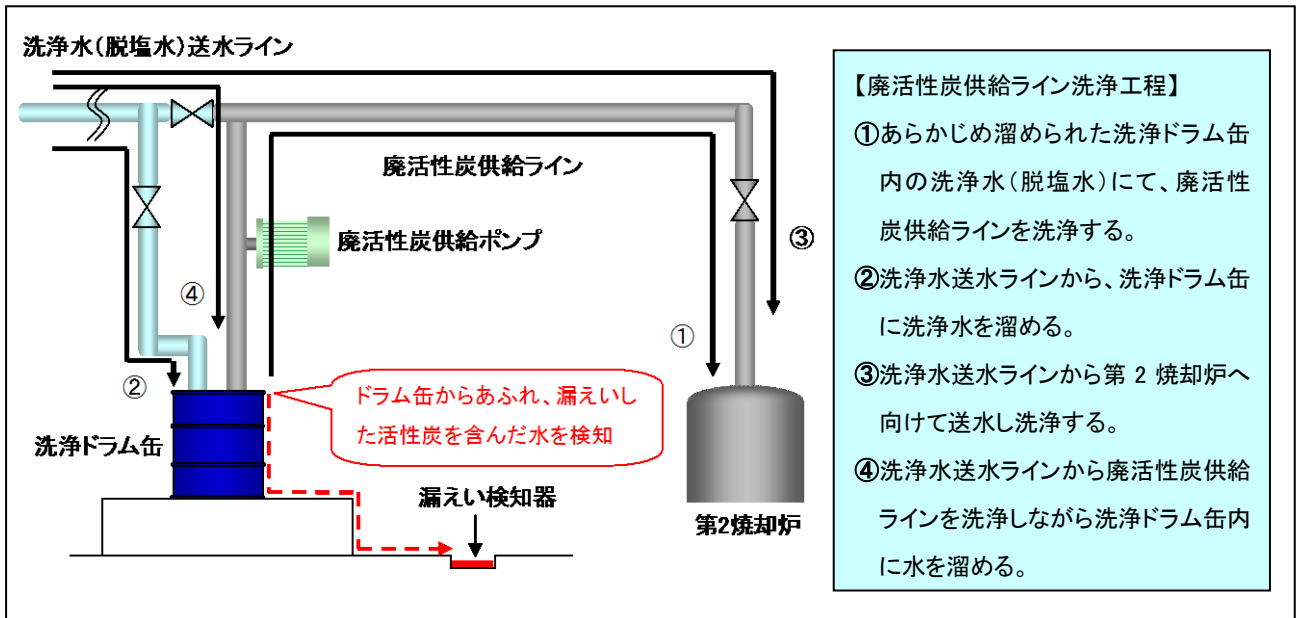


【これまでにお知らせした内容】

発生場所	廃棄物減容処理装置建屋(第2建屋)(放射線管理区域内)
発生年月日	2013年10月28日
発生時の状況	<p>午前8時10分頃、浜岡原子力発電所2号機の中央制御室に「廃棄物減容処理装置建屋故障」の警報が点灯し、廃棄物減容処理装置建屋の制御室に廃棄物減容処理装置建屋(第2建屋)2階の第2焼却炉雑固体取扱室内での漏えいを示す警報が点灯しました。このため、ただちに廃棄物減容処理施設で委託運転員が現場を確認したところ、廃活性炭供給装置^{※1}の洗浄水が、それを受けるためのドラム缶からあふれ、ドラム缶の周りに約2.5リットルの活性炭を含んだ水が漏えいしていることを確認しました。</p> <p>活性炭を含んだ水に含まれる放射線量は約17ベクレル(国への報告基準^{※2}の約20万分の1)でした。</p> <p>活性炭を含んだ水は拭き取りにより、適切に処理をおこないました。</p>
今後の対応	今後、漏えい原因の調査をおこないます。
放射能の影響	<p>本事象による外部への放射能の影響はありませんでした。</p> <p>また、当社社員、協力会社社員に計画外に放射線を受けた者はいませんでした。</p>
お知らせ基準	<p>運転情報「表1-2 管理区域内において、放射性物質を含む機器等からの水の漏えいを発見したとき(但し、1リットル程度に至らない微少な漏えいを除く)。」に該当します。</p>

※1 放射線管理区域内で着用した衣服等の防護具を洗浄する装置で使用した活性炭を、廃棄処理するために焼却炉へ供給する装置です。

※2 国への報告基準とは、370万ベクレルです。



以上